

原 著

妊婦健診未受診妊産婦による新生児虐待の回避要件 —虐待傾向のある母親の特徴をふまえて—

Requirements for pregnant women who have not received adequate prenatal care
to avoid newborn infant abuse

井上 寿美*¹
笹倉千佳弘*²

要約：本研究の目的は、新生児期における妊婦健診未受診妊産婦（以下では「未受診妊産婦」とする）による出生児虐待の回避要件を明らかにすることである。虐待傾向のある親の特徴を用いて未受診妊産婦の実態に検討を加えた結果、未受診妊産婦は、その類型により程度の差はあっても、すべてが虐待傾向を有していることが明らかになった。新生児期は、出生児の生存の可否が全面的に他者に委ねられていることを勘案すれば、この時期における未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件は、未受診妊産婦が出生児の養育をおこなわないことであると判明した。

未受診妊産婦が出生児の養育をおこなわないことにより新生児虐待が回避されるということは、子どもの権利保障の観点からとらえると、〈親により養育される権利〉と〈親による虐待から保護される権利〉が対立していることになる。しかし、子どもが〈親により養育される権利〉を享受するためには、その子ども自身が生存していなければならない。したがって、〈親により養育される権利〉よりも、〈親による虐待から保護される権利〉が優先される必要があると考察された。

Key Words：未受診妊産婦 虐待 子どもの権利

1. 研究目的

本研究では、新生児期¹⁾における妊婦健診未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件を明らかにする。本研究における妊婦健診未受診妊産婦（以下では「未受診妊産婦」とする）とは、妊婦健診の受診回数が極めて少ないため、かかりつけ医をもたない状態で分娩前後に医療機関を訪れる妊産婦とする。

妊婦健診を受けずに分娩に至ること自体が出生児虐待のハイリスク要因である（後藤・小林・濱田・ほか2006）。そのため、未受診妊産婦に対する出産後の支援では、地域の関係機関と連携する必要があると議論されてきた（菊池・小澤・戸松・ほか2003, 後藤・小林・濱田2006, 奥村・三谷・難波・ほか2009, 等）。しかし、関係機関の連携を実行に移すことの難しさや、母親としての自覚が乏しい未受診妊産婦を支援することの難しさが

指摘されている（水主川・定月・箕浦・ほか2009）。

『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）』（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会2011）によると、第1次報告から第7次報告の調査対象期間内に発生した0歳児の虐待死の人数は、一貫して他の年齢層に比較して最多であった。その中でも0カ月児の構成比が全体の45.2%であった。この事実から、新生児期における虐待予防の難しさをうかがい知ることができる。新生児期において、出生児虐待を回避する対応が迫られているといえよう。

2. 研究の視点および方法

本研究は、虐待傾向のある親の特徴を用いて、未受診妊産婦の実態に検討を加えた文献研究である。

虐待傾向のある親の特徴については、西澤（1994）による虐待傾向のある親の特徴を指標として用いる。その理由は、西澤が導き出した虐待傾向のある親の特徴は、これまでの調査や研究をふまえており、虐待の治療的・

2012年11月28日受付／2013年1月23日受理

*1 Hisami INOUE

関西福祉大学 社会福祉学部

*2 Chikahiro SASAKURA

就実短期大学 幼児教育学科

予防的介入にとって有用なものといえるからである。

未受診妊産婦の実態については、井上・笹倉(2011)の6類型を用いる。その理由は、6類型では、未受診妊産婦が多様な「ひと・もの・こと」との関係の中で暮らしている生活者としてとらえられており、彼女たちの虐待傾向について環境を視野に入れることを可能とするからである。

2.1 未受診妊産婦の6類型

井上・笹倉(2011)によれば、未受診妊産婦は6類型となる。「助産師から見た外見が『普通』である/ない」、「助産師から見た言動が非社会的である/ない」、「助産師から見た言動が反社会的である/ない」という3つの指標を用いて類型化されている。

「助産師から見た外見が『普通』である/ない」という指標は、助産師の目に映る未受診妊産婦の自分という「ひと」に対する関係を示している。たとえば、極度の肥満体型や長期にわたって入浴していないと想像できるような体臭があれば、未受診妊産婦が自分の身体を律しておらず、自分という「ひと」を持てあましていると理解されている。

「助産師から見た言動が非社会的である/ない」と「助産師から見た言動が反社会的である/ない」という指標は、助産師の目に映る未受診妊産婦の自分以外の「ひと」に対する関係を示している。助産師の目に、社会的な人間関係を回避する傾向の言動がみうけられると映った場合に「非社会的」と理解され、社会的な規範から逸脱する傾向の言動がみうけられると映った場合に「反社会的」と理解されている。

以下では、6類型について説明する。

①助産師から見た外見が「普通」であり、非社会的な言動、および、反社会的な言動が共にみうけられない相対的に若年の未受診妊産婦【類型A】

助産師の目には、自分という「ひと」を持てあましているわけではなく、社会的な人間関係を回避する傾向の言動も、社会的な規範から逸脱する傾向の言動もみうけられないと映っている。未婚で妊娠したことを周りの人に打ち明けられず、陣痛発来に至っても最初に受診したのが内科である等、思慮分別に欠ける行動がみうけられる、相対的に若年の未受診妊産婦である。出生児が生存していれば養育をおこなう場合がある。

②助産師から見た外見が「普通」であり、非社会的な言

動、および、反社会的な言動が共にみうけられない高年の未受診妊産婦【類型B】

助産師の目には、自分という「ひと」を持てあましているわけではなく、社会的な人間関係を回避する傾向の言動も、社会的な規範から逸脱する傾向の言動もみうけられないと映っている。妊婦健診を受診する費用がなく経済的にひっ迫している状況で、妊娠出産を繰り返す等、計画性に欠ける行動がみうけられる。出産経験のある高年の未受診妊産婦である。出生児の養育をおこなう。

③助産師から見た外見が「普通」であり、障害や性格の偏り等により非社会的な言動がみうけられるが、反社会的な言動はみうけられない未受診妊産婦【類型C】

助産師の目には、自分という「ひと」を持てあましているわけではなく、障害や性格の偏り等により社会的な人間関係を回避する傾向の言動がみうけられるが、社会的な規範から逸脱する傾向の言動はみうけられないと映っている。未受診のまま分娩に至った理由として、知的障害や精神障害、性格の偏り等がみうけられる未受診妊産婦である。出生児の養育をおこなう場合がある。

④助産師から見た外見が「普通」であり、非社会的な言動がみうけられるが、反社会的な言動はみうけられない若年の未受診妊産婦【類型D】

助産師の目には、自分という「ひと」を持てあましているわけではなく、社会的な人間関係を回避する傾向の言動がみうけられるが、社会的な規範から逸脱する傾向の言動はみうけられないと映っている。妊娠期間中は便秘であると思いつけており、腹痛に襲われて駆け込んだトイレで出産しても動転することなく、出生児をみても赤ん坊をみているという様子ではない等、事態の深刻性に思い至っていないとみうけられる、若年の未受診妊産婦である。出生児の養育をおこなわない。

⑤助産師から見た外見が「普通」とは異なり、非社会的な言動はみうけられないが、反社会的な言動がみうけられる未受診妊産婦【類型E】

助産師の目には、自分という「ひと」を持てあましており、社会的な人間関係を回避する傾向の言動はみうけられないが、社会的な規範から逸脱する傾向の言動がみうけられると映っている。判断基準が快/不快であるにもかかわらず、他者の手を煩わせることがなければ自分の身体を衛生的に保つことができない等、他者の手を必要とする行動がみうけられる。また、腹部に装着された心音モニターを勝手にはずす等、医療関係者の指示を無視し、母児の危険を顧みない行動がみうけられる、中絶

経験や出産経験のある未受診妊産婦である。出生児の養育をおこなわない。

⑥助産師からみた外見が「普通」であり、非社会的な言動はみうけられないが、反社会的な言動がみうけられる相対的に高年の未受診妊産婦【類型 F】

助産師の目には、自分という「ひと」を持てあましているわけではなく、社会的な人間関係を回避する傾向の言動はみうけられないが、社会的な規範から逸脱する傾向の言動がみうけられると映っている。入院中はルールを遵守し他者に対して配慮もできるが、躊躇なく未払いのまま退院する等、他者を犠牲にすることを厭わず自己の利益を追求する行動がみうけられる。しかしその一方で、町で出会った病院関係者に気楽に声をかける等、首尾一貫性に欠けているとみうけられる。出産経験のある相対的に高年の未受診妊産婦である。出生児の養育をおこなう。

【表 1】未受診妊産婦の 6 類型 (作成: 井上・笹倉)

類型	特 徴	母親による 児の養育
A	助産師からみた外見が「普通」であり、非社会的な言動、および、反社会的な言動が共にみうけられない相対的に若年の未受診妊産婦	有/無
B	助産師からみた外見が「普通」であり、非社会的な言動、および、反社会的な言動が共にみうけられない高年の未受診妊産婦	有
C	助産師からみた外見が「普通」であり、障害や性格の偏り等により非社会的な言動がみうけられるが、反社会的な言動はみうけられない未受診妊産婦	有/無
D	助産師からみた外見が「普通」であり、非社会的な言動がみうけられるが、反社会的な言動はみうけられない若年の未受診妊産婦	無
E	助産師からみた外見が「普通」とは異なり、非社会的な言動はみうけられないが、反社会的な言動がみうけられる未受診妊産婦	無
F	助産師からみた外見が「普通」であり、非社会的な言動はみうけられないが、反社会的な言動がみうけられる相対的に高年の未受診妊産婦	有

※無：死亡を含む。

2.2 虐待傾向のある母親の特徴

西澤 (1994) によれば、子どもを虐待する母親に共通した「虐待性人格」というものは存在しないが、虐待が生じやすい母親に共通した性格傾向は認められるという。そのような性格傾向を、西澤は先行研究のレビューをとおして 5 点にまとめて説明している。それらは、①

依存性および受動性、②衝動性と攻撃性、③社会的未成熟、④知的能力および不適切な期待感、⑤精神疾患、である。

「依存性および受動性」とは、母親自らの依存性が高いがゆえに、依存的存在である子どもの言動を受けとめることが困難な性格傾向を指している。

「衝動性と攻撃性」とは、母親の衝動性と攻撃性が高いがゆえに、子どもとの関係で何らかの問題事態に直面すると、子どもに衝動的な攻撃を加えやすい性格傾向を指している。

「社会的未成熟」とは、母親が社会的に未成熟であるがゆえに、子どもが成長するために必要とする欲求や要求に満足を与えることがストレス因となるような性格傾向を指している。

「知的能力および不適切な期待感」のうち不適切な期待感とは、子どもの発達について母親の知識が不足しているがゆえに、子どもに対する期待が非現実的なものになってしまうような性格傾向を指している。不適切な期待感を抱く背景には、知識不足という知的能力の問題が関連する場合もあるが、十分なデータがないため知的能力と虐待との関係については議論の分かれるところである。

「精神疾患」とは、母親に情緒障害等の精神疾患があるがゆえに、子どもに対して不適切なかかわりをしてしまうような性格傾向を指している。

3. 倫理的配慮

本研究における先行業績、引用等については、日本社会福祉学会の定める研究倫理指針を遵守している。

4. 研究結果

4.1 未受診妊産婦の虐待傾向

未受診妊産婦が有する虐待傾向のある母親の特徴を、類型別に検討した結果は以下のとおりである。類型 A は、陣痛発来に至っても最初に受診したのが内科である等、思慮分別に欠ける行動をとることから、「社会的未成熟」という特徴を有しているといえる。類型 B は、妊婦健診を受診する費用がなく経済的にひっ迫している状況で、妊娠出産を繰り返す等、計画性に欠ける行動をとることから、「社会的未成熟」という特徴を有しているといえる。類型 C は、未受診のまま分娩に至った理由が知的障害や精神障害、性格の偏り等であることから、「知的能力および不適切な期待感」・「精神疾患」という

特徴を有しているといえる。類型Dは、妊娠期間中は便秘であると思いつけており、腹痛に襲われて駆け込んだトイレで出産しても動転することなく、出生児をみても赤ん坊をみているという様子ではない等、事態の深刻性に思い至らないことから、「社会的未成熟」という特徴を有しているといえる。

類型Eは、「依存性および受動性」、「衝動性と攻撃性」、「社会的未成熟」という3つの特徴を有しているといえる。基本的な生活習慣を維持するために他者の手を必要とすることは「依存性および受動性」、医療関係者の指示を無視することは「衝動性と攻撃性」、母児の危険を顧みない行動は「社会的未成熟」の表れとしてとらえることができるからである。

類型Fは、「衝動性と攻撃性」、「社会的未成熟」という2つの特徴を有しているといえる。躊躇なく未払いのまま退院する等、他者を犠牲にすることを厭わず自己の利益を追求する行動は「衝動性と攻撃性」の表れとして、しかしその一方で、町で出会った病院関係者に気楽に声をかける等、首尾一貫性に欠けることは「社会的未成熟」の表れとしてとらえることができるからである。

以上から次の2点が明らかになった。1点は、未受診妊産婦はその類型にかかわらず、すべてが虐待傾向を有しているということであり、2点は、未受診妊産婦はその類型により虐待傾向に程度の差があるということである。

【表2】未受診妊産婦の類型と虐待傾向のある母親の特徴

(作成：井上・笹倉)

特徴 類型	依存性 および 受動性	衝動性と 攻撃性	社会的 未成熟	知的能力 および 不適切な 期待感	精神疾患
A			●		
B			●		
C				● (いずれか一方)	
D			●		
E	●	●	●		
F		●	●		

4.2 未受診妊産婦による虐待の可能性

未受診妊産婦による出生児の養育の有無という観点から、未受診妊産婦による虐待の可能性を類型別に検討した結果は以下のとおりである。

類型Aには出生児の養育をおこなう未受診妊産婦もあり、その場合には虐待の可能性はある。類型Bは、

出生児の養育をおこなうので虐待の可能性はある。類型Cは、出生児の養育をおこなう未受診妊産婦もあり、その場合には虐待の可能性はある。類型Dは、出生児の養育をおこなわないので虐待の可能性はない。類型Eは、出生児の養育をおこなわないので虐待の可能性はない。類型Fは、出生児の養育をおこなうので虐待の可能性はある。

以上から次の1点が明らかになった。虐待が生じるか否かを出生児の養育の有無という観点からとらえると、虐待は出生児の養育をおこなうときに生じるということである。なおここでは、未受診妊産婦が出生児の養育を放棄しても、出産直後に出生児の乳児院措置を了承するならば、この場合の養育放棄は虐待の一形態であるネグレクトとはみなしていない。

4.3 小 括

未受診妊産婦の虐待傾向で明らかになったのは次の2点である。1点は、未受診妊産婦はその類型にかかわらずすべてが虐待傾向を有しているということである。2点は、未受診妊産婦はその類型により虐待傾向に程度の差があるということである。

未受診妊産婦の虐待傾向は、井上・笹倉(2011)で示されている、生活者としての未受診妊産婦をめぐる次のような記述からも裏付けられている。たとえば、「トイレで墜落産となった児は、低体温のためチアノーゼを呈しており、土色」(井上・笹倉2011:63)で病院に搬送されてきたという。ここからは、生まれてくる児にとって、頭部を打撲するかもしれない非常に危険な状態で子どもを産み、かつ、出産後、児の体温を保持せずに放置していた妊産婦の姿が読みとれる。また、「生まれた児をみても、子どもをみるという様子」ではなく、「出産は、痛くてしんどいだけの出来事」(井上・笹倉2011:63)であったという。ここからは、児への愛着が妊娠中から育っておらず、児をモノ化している姿が読みとれる。さらに、「陣痛室のベッドで寝ているときも、お腹につけられた心音モニターを『痛いから嫌』という理由で勝手にはずし、好きなときに煙草を吸いに行ったり、好きなときに自動販売機に行ったり」(井上・笹倉2011:64)していたという。ここからは、妊娠中から児への配慮より自身の欲望成就を優先する姿が読みとれる。

また、未受診妊産婦による虐待の可能性で明らかになったのは次の1点である。出生児の養育の有無という観点からとらえると、虐待は出生児の養育をおこなうとき

に生じるということである。

未受診妊産婦は、その類型により程度の差はあってもすべてが虐待傾向を有している。また、新生児期は、出生児の生存の可否が全面的に他者に委ねられている。以上から、新生児期における未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件は、未受診妊産婦が出生児の養育をおこなわないことであると判明した。

5. 考 察

本研究結果が意味することを、子どもの権利保障の観点から考察する。

新生児期における未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件は、彼女たちが出生児を養育しないことであった。母親が出生児を養育しないことを子どもの側からとらえると、それは、子どもの権利に関する条約²⁾第7条第1項「子どもは、出生の後直ちに登録される。子どもは、出生の時から名前を持つ権利および国籍を取得する権利を有し、かつ、できるかぎりその親を知る権利および親によって養育される権利を有する」に定められた〈親により養育される権利〉が侵害されている状態であると理解できる。

しかし同時に、母親が出生児を養育しないことは、子どもの権利に関する条約第19条第1項「締約国は、(両)親、法定保護者または子どもの養育をする他の者による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待、放任または怠慢な取扱い、性的虐待を含む不当な取扱いまたは搾取から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上、行政上、社会上および教育上の措置をとる」に定められた〈親による虐待から保護される権利〉が保障されている状態であると理解できる。

したがって、母親が出生児を養育しないということ子どもを権利という観点から考えると、〈親により養育される権利〉の侵害であると同時に、〈親による虐待から保護される権利〉の保障であることがとらえることができる。しかし、そもそも、子どもが〈親により養育される権利〉を享受するためには、その子ども自身が生存していなければならない。また虐待の死亡事例において、0カ月児の構成比が高いということから、新生児期においては、親による虐待から保護されなかった場合、死に至る危険性が高いと考えられる。このこともふまえると、第7条の〈親により養育される権利〉よりも、第19条の〈親による虐待から保護される権利〉が優先される必

要があると考えられる。

未受診妊産婦が児の養育をおこなわなければ、彼女たちが児を虐待する可能性はない。したがって、未受診妊産婦が児の養育をおこなわないということは、未受診妊産婦を子ども虐待の加害者にしないことを意味しているのである。

6. 結 論

本研究の目的は、新生児期における未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件を明らかにすることであった。虐待傾向のある親の特徴を用いて、未受診妊産婦の実態に検討を加えた結果、未受診妊産婦は、その類型により程度の差はあっても、すべてが虐待傾向を有していることが明らかになった。新生児期は、出生児の生存の可否が全面的に他者に委ねられていることを勘案すれば、新生児期における未受診妊産婦による出生児虐待の回避要件は、未受診妊産婦が出生児の養育をおこなわないことであると判明した。

未受診妊産婦が出生児の養育をおこなわないことにより新生児虐待が回避されるということは、子どもの権利保障の観点からとらえると、〈親により養育される権利〉と〈親による虐待から保護される権利〉が対立していることになる。しかし、子どもが〈親により養育される権利〉を享受するためには、その子ども自身が生存していなければならない。したがって、〈親により養育される権利〉よりも、〈親による虐待から保護される権利〉が優先される必要があると考察された。

〈親による虐待から保護される権利〉と〈親による養育される権利〉が同時に保障されるためにはどのような条件が必要となるのであろうか。現段階では、未受診妊産婦による出生児の適切な養育をサポートする他者が未受診妊産婦と出生児の傍らに常時、存在していることであると考えている。このことをどのような形で実現させるのかは、今後の課題である。

【注】

1) 新生児期とは出生児の生後28日以内である。

2) 1989年に国際連合で採択されたConvention on the Rights of the Childは、日本政府訳では「児童の権利に関する条約」となっているが、本稿では条約名・条文ともに国際教育法研究会訳を用いる。

【文献】

- 井上寿美・笹倉千佳弘（2011）「子育てハイリスク群としての妊婦健診未受診妊産婦の実態」関西福祉大学『社会福祉学部研究紀要』15（1），59 - 66.
- 後藤智子・小林益江・濱田維子・ほか（2006）「福岡県内における飛び込み分娩の実態」『母性衛生』47（1），197-204.
- 水主川 純・定月みゆき・箕浦茂樹・ほか（2009）「当科における妊婦健康診査未受診妊婦の検討」『日本新生児期・新生児医学会雑誌』45（1），32-6.
- 菊池信正・小澤克典・戸松邦也・ほか（2003）「飛び込み分娩症例の検討」『The Kitakanto medical journal』53（2），157-60.
- 西澤 哲（1994）『子どもの虐待－子どもと家族への治療的アプローチ－』誠信書房.
- 奥村永理子・三谷久美子・難波沙由里・ほか（2009）「『飛び込み分娩』により出生した新生児に関する調査」『母性衛生』50（3），140.
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2011）『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について第7次報告』.

* 本研究は日本学術振興会平成 22-24 年度科学研究費（研究課題番号：22500707，研究代表者：井上寿美）の助成を受けておこなったものの一部であり，本稿は日本社会福祉学会第 60 回秋季大会で発表したさいの資料に加筆修正をおこなったものである.